

## 排水設備等の施工に関する書類一覧

		書類名 ※1	公共下水道処理区域		農業集落排水処理区域		戸別浄化槽設置区域(市設置型)	
排水設備の設置	申請	排水設備等計画(変更)確認/承認申請書	第3号	◎ ※2	第1号	◎ ※2	第4号	◎
		位置図		◎		◎		◎
		平面図		◎		◎		◎
		勾配計算書または縦断図		◎		◎		◎
		既設排水施設使用届	第5号	○ ※3			第6号	○ ※3
	完了時	排水設備等工事完了届	第20号	◎	第5号	◎	第8号	◎
		変更平面図		○ ※4		○ ※4		○ ※4
		変更勾配計算書または変更縦断図		○ ※4		○ ※4		○ ※4
		マス接続部写真		○ ※5		○ ※5		○
		使用開始届	第29号	◎ ※6	第7号	◎ ※6	第10号	◎ ※6
		浄化槽使用廃止届出書(県様式)	第一号の三	○ ※7	第一号の三	○ ※7	第一号の三	○ ※7
公共枿・取付管の加工	申請	制限行為許可/工事施工承認申請書	第36号	◎	第16号	◎		
		位置図		◎		◎		
		平面図		◎		◎		
		断面図		◎		◎		
		構造図		◎		◎		
		占用許可書(写し)		○ ※8		○ ※8		
		納入通知書兼領収書(写し)				○ ※9		
	完了	制限行為完了報告書/工事施工完了届		◎	第18号	◎		
		竣工図面		◎		◎		
		写真		◎		◎		

※1 各処理区域により名称は若干異なる。

※2 阻集器や特殊な機器および設備を設置する場合は、事前に協議し指定された書類の添付が必要。

※3 確認申請書において既設配管「有」に印をしている時に必要。

※4 当初申請と竣工で変更が生じた時に必要。

※5 塩ビ製公共マスおよびコンクリート枿に穴を開けた時に必要。

※6 以前より下水道を使用しており、料金を徴収している場合においても必要。

※7 確認申請書において浄化槽廃止に印をしている時に必要。

※8 新規占用する時に必要。

(国道、県道の申請書の提出には、名張市名で申請が必要。提出書類の作成および提出は排水設備指定工事店で行う。)

※9 加入金が発生している時に必要。

◎: 必須

○: 場合により必要